

6

二十三

陸奥省

立案 大正五年六月二日
決裁 大正 年 月 日

陸奥省長

宗秩家總裁



宮内省

樺太廳臨時森林作業所長吉岡家雄
外一名印作

大正五年六月二日
陸奥省長
五月十一日
宮内省

宮内省

(十)

6 16
x66

裏面白紙

樺太廳臨時森林作業所技師吉岡豪雄
外一名叙位、件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十三年五月十日

内閣總理大臣子爵清浦奎吾



内

閣

勅位第二十九号

殖務第二十九號

案起

十三年五月九日

裁可

五月十日

施行

年月日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

叙正六位

從六位吉岡豪雄

山本真太郎

叙從七位

内閣

裏面白紙

叙位第二十九号

叙外

大正十三年四月二十七日

樺太廳長官永井金次郎



内閣總理大臣子爵清浦奎吾殿



叙位之義内申

叙正六位

大正十三年五月七日
陞叙高等官四等

樺太廳臨時森林作業所技師

從六位

吉岡豪雄

右叙位進階内則第二條ニ依リ頭書ノ通陞叙ノ御詮議相成度此段及内申候也



因江丸

貴族院 一七九號

大正十三年五月八日

貴族院書記官



内閣書記官市川

本院速記技手山本真太郎本院速記士高
等官七等之敘任之義本口本院書記官長
より上申相成候二付叙任上の時ニ從七位ノ
位記ヲ賜ハリ候様以取計被下度以候
及清依頼候也

志三、共十一
本院速記技手山本真太郎
本院書記官

貴族院

裏面白紙